○厚生労働省告示第三百四十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月十七日　厚生労働大臣　長妻　昭

別表に第11部として次のように加える。

第11部　内用補(7)追用

品名	薬価規格単位	薬価円
（あ）		
アムロジピン錠2.5mg「ＤＳＥＰ」	2.5mg 1錠	27.20
アムロジピン錠 5mg「ＤＳＥＰ」	5mg 1錠	50.80
（い）		
イーケプラ錠250mg	250mg 1錠	141.40
イーケプラ錠500mg	500mg 1錠	230.80
イミダプリル塩酸塩錠2.5mg「ＤＳＥＰ」	2.5mg 1錠	25.90
イミダプリル塩酸塩錠 5mg「ＤＳＥＰ」	5mg 1錠	52.60
イミダプリル塩酸塩錠10mg「ＤＳＥＰ」	10mg 1錠	107.90
（う）		
ヴォリブリス錠2.5mg	2.5mg 1錠	4,910.00
（と）		
トラマールカプセル25mg	25mg 1カプセル	37.70
トラマールカプセル50mg	50mg 1カプセル	65.90
（ひ）		
ビビアント錠20mg	20mg 1錠	132.20
（み）		
ミカムロ配合錠ＡＰ	1錠	143.80
（や）		
ヤーズ配合錠	1シート	6,900.60
注射		
（あ）		
アプラキサン点滴静注用100mg	100mg 1瓶	56,982
（お）		
オレンシア点滴静注用250mg	250mg 1瓶	53,467
（さ）		
サイビスクディスポ関節注２mL	16mg 2mL 1筒	9,648
（と）		
トーリセル点滴静注液25mg	25mg 1mL 1瓶（希釈液付）	132,915
（は）		
パシル点滴静注液1000mg	1,000mg200mL 1キット	2,750
パズクロス点滴静注液1000mg	1,000mg200mL 1キット	2,750
（ふ）		
フォルテオ皮下注キット600μg	600μg 1キット	51,871

○厚生労働省告示第三百四十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月十七日　厚生労働大臣　長妻　昭

別表第九中「アダリムマブ製剤」を「アダリムマブ製剤　テリパラチド製剤」に改める。

○農林水産省告示第千五百八十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年九月十七日　農林水産大臣　山田　正彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十二年五月三十一日　第五十七号
二　登録認定機関の名称及び住所
　株式会社日本総合科学　広島県福山市箕島町南丘三百九十九番地四十六
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機農産物及び有機加工食品
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　国内
(2)　認定を行う事業所の所在地
　広島県福山市箕島町南丘三百九十九番地四十六

○農林水産省告示第千五百八十七号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第十八条第一項の規定に基づき、昭和四十二年三月三十一日農林省告示第四百八十二号（沖合底びき網漁業に係る漁獲物等の陸揚港の選定につき告示する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年九月十七日　農林水産大臣　山田　正彦

1中「間人港」の下に「、浅茂川港」を加える。

○農林水産省告示第千五百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月十七日　農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木白木字由ノ谷六二二（次の図に示す部分に限る。）、字山口六四七

二　指定の目的	土砂の流出の防備
三　指定施業要件	
(一)　立木の伐採の方法	
1　次の森林については、主伐は、択伐による。	
字山口六四七、字由ノ谷六二二（次の図に示す部分に限る。）	
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。	
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。	

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月十七日　農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　福岡県八女市星野村字改正瀑布一三五六〇の一から一三五六〇の三まで、うきは市浮羽町妹川字魚カヌリ三三二二の一、三三二三

二　指定の目的	水源のかん養
三　指定施業要件	
(一)　立木の伐採の方法	
1　主伐に係る伐採種は、定めない。	
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。	

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）